

資料 1

保育所等及び学童保育所の入所選考基準に係る調整指數について

保育所等の入所選考の際、現行のひとり親に対する調整指數は 28 点となって います。これは、基準指數表の満点が 25 点であり、それにひとり親加算 3 点を 足すという考え方です。しかし、調整指數の日数の部分（月のうち何日働いて いるか）が加味されていないため、28 点という点数は全体的に見て、決して高 くはない点数となっています。基準指數を満点で考えるのであれば、調整指數 でも満点に近い数字を加味できるよう、日数で判断する満点の 7 点をひとり親 加算の点数とすることが合理的であると思われます。合計 32 点になります。

また、両親ともに不在である場合の調整指數も同じように考え、基本指數 50 点とひとり親加算 14 点（両親 2 人分）で 64 点といたします。

学童保育所（通常利用）につきましても、基準指數表の満点が 10 点であり、 日数の満点である 6 点をひとり親加算の点数とし、現行 13 点の調整指數を 16 点に変更したいと考え、長期休業日の場合は、基準指數表の満点が 25 点であり、 日数の満点である 6 点をひとり親の点数とし、現行 28 点の調整指數を 31 点に 変更いたします。両親とも不在である場合は、保育所等と同じ考え方であります。

また、学童保育所の必要度は、低学年ほど高くなるため、3 年生の調整指數 の 10 点を基準に、現行の 2 年生の 12 点を 14 点に、現行の 1 年生の 14 点を 18 点にして、低学年の点数が高くなるよう変更いたします。

（参考）

保育所等及び学童保育所の入所調整において、平成 28 年度は上記理由で落選 したというようなことはありませんでしたが、田辺市の父親の就労状況をみると、自営や農家が多く、180 時間以上の就労（25 点）と 25 日以上（7 点）が多 く見受けられました。

※労働基準法でみた 7.75 時間、20 日勤務の場合は、21 点（基本指數）+5 点（調整指數）=26 点

保育所等入所選考基準表

「保育の必要性」を保育所等入所選考基準表に置き換え、この「指数」の高い方から入園を決定します。
なお、同一指数の場合は、同一指数世帯順位表で比較して決定します。

区分	類型	番号	保護者の状況		選考基準指数
				細目	
A	居宅外労働	1	外勤	1ヶ月 180 時間以上 の就労を常態とする	25
				1ヶ月 170 時間以上 180 時間未満の就労を常態とする	24
				1ヶ月 165 時間以上 170 時間未満の就労を常態とする	23
				1ヶ月 160 時間以上 165 時間未満の就労を常態とする	22
				1ヶ月 155 時間以上 160 時間未満の就労を常態とする	21
				1ヶ月 150 時間以上 155 時間未満の就労を常態とする	20
				1ヶ月 145 時間以上 150 時間未満の就労を常態とする	19
				1ヶ月 140 時間以上 145 時間未満の就労を常態とする	18
				1ヶ月 135 時間以上 140 時間未満の就労を常態とする	17
				1ヶ月 130 時間以上 135 時間未満の就労を常態とする	16
				1ヶ月 127 時間以上 130 時間未満の就労を常態とする	15
				1ヶ月 124 時間以上 127 時間未満の就労を常態とする	14
				1ヶ月 120 時間以上 124 時間未満の就労を常態とする	13
				1ヶ月 115 時間以上 120 時間未満の就労を常態とする	12
				1ヶ月 110 時間以上 115 時間未満の就労を常態とする	11
				1ヶ月 100 時間以上 110 時間未満の就労を常態とする	10
				1ヶ月 90 時間以上 100 時間未満の就労を常態とする	9
				1ヶ月 80 時間以上 90 時間未満の就労を常態とする	8
				1ヶ月 70 時間以上 80 時間未満の就労を常態とする	7
				1ヶ月 60 時間以上 70 時間未満の就労を常態とする	6
				1ヶ月 48 時間以上 60 時間未満の就労を常態とする	5
B	居宅内労働	2	自営・農林漁業	1ヶ月 180 時間以上 の就労を常態とする	22
				1ヶ月 170 時間以上 180 時間未満の就労を常態とする	21
				1ヶ月 165 時間以上 170 時間未満の就労を常態とする	20
				1ヶ月 160 時間以上 165 時間未満の就労を常態とする	19
				1ヶ月 155 時間以上 160 時間未満の就労を常態とする	18
				1ヶ月 150 時間以上 155 時間未満の就労を常態とする	17
				1ヶ月 145 時間以上 150 時間未満の就労を常態とする	16
				1ヶ月 140 時間以上 145 時間未満の就労を常態とする	15
				1ヶ月 135 時間以上 140 時間未満の就労を常態とする	14
				1ヶ月 130 時間以上 135 時間未満の就労を常態とする	13
				1ヶ月 127 時間以上 130 時間未満の就労を常態とする	12
				1ヶ月 124 時間以上 127 時間未満の就労を常態とする	11
				1ヶ月 120 時間以上 124 時間未満の就労を常態とする	10
				1ヶ月 115 時間以上 120 時間未満の就労を常態とする	9
				1ヶ月 110 時間以上 115 時間未満の就労を常態とする	8
				1ヶ月 100 時間以上 110 時間未満の就労を常態とする	7
				1ヶ月 90 時間以上 100 時間未満の就労を常態とする	6
				1ヶ月 80 時間以上 90 時間未満の就労を常態とする	5
				1ヶ月 70 時間以上 80 時間未満の就労を常態とする	4
				1ヶ月 60 時間以上 70 時間未満の就労を常態とする	3
				1ヶ月 48 時間以上 60 時間未満の就労を常態とする	2
C	出産等	4	妊娠・出産	1日 7 時間以上 の就労を常態とする	13
				1日 5 時間以上 7 時間未満の就労を常態とする	8
				1日 4 時間以上 5 時間未満の就労を常態とする	3
C	出産等	4	妊娠・出産	出 産	20

区分	保護者の状況				選考基準指数
	類型	番号	細目		
D 疾病・障害	5 病気・負傷	5	入院	入院が1か月以上にわたると見込まれるもの	25
				入院が1か月未満と見込まれるもの	20
			居住療養	常時病臥	25
				精神性疾患若しくは感染性の疾病又は特定疾患	20
				一般療養(週3日以上の通院を常態)	18
	6 障害者	6	障害者	一般療養(週1日~2日の通院を常態)	15
				一般療養(上記以外の一般療養で保育が必要と認められるもの)	10
				身体障害者手帳1.2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級該当者	25
			障害者	身体障害者手帳3級、療育手帳B1、精神障害者保健福祉手帳2級該当者	20
				身体障害者手帳4級、療育手帳B2、精神障害者保健福祉手帳3級該当者	15
E 介護・看護	7 親族の介護	7	親族の介護	A-1と同様の基準とする。	
			親族の看護	A-1と同様の基準とする。	
				B-2と同様の基準とする。	
F 災害	8	災害	災害(火災・風水害・地震等)復旧に当たっているもの		25
G 求職活動・起業準備	9	求職・起業準備等	求職活動中のもの(起業準備含む)		1
H 就学	10 通学	10	1ヶ月 180 時間以上	の就学を常態とする	25
			1ヶ月 170 時間以上	180 時間未満の就学を常態とする	24
			1ヶ月 165 時間以上	170 時間未満の就学を常態とする	23
			1ヶ月 160 時間以上	165 時間未満の就学を常態とする	22
			1ヶ月 155 時間以上	160 時間未満の就学を常態とする	21
			1ヶ月 150 時間以上	155 時間未満の就学を常態とする	20
			1ヶ月 145 時間以上	150 時間未満の就学を常態とする	19
			1ヶ月 140 時間以上	145 時間未満の就学を常態とする	18
			1ヶ月 135 時間以上	140 時間未満の就学を常態とする	17
			1ヶ月 130 時間以上	135 時間未満の就学を常態とする	16
			1ヶ月 127 時間以上	130 時間未満の就学を常態とする	15
			1ヶ月 124 時間以上	127 時間未満の就学を常態とする	14
			1ヶ月 120 時間以上	124 時間未満の就学を常態とする	13
			1ヶ月 115 時間以上	120 時間未満の就学を常態とする	12
			1ヶ月 110 時間以上	115 時間未満の就学を常態とする	11
			1ヶ月 100 時間以上	110 時間未満の就学を常態とする	10
			1ヶ月 90 時間以上	100 時間未満の就学を常態とする	9
			1ヶ月 80 時間以上	90 時間未満の就学を常態とする	8
			1ヶ月 70 時間以上	80 時間未満の就学を常態とする	7
			1ヶ月 60 時間以上	70 時間未満の就学を常態とする	6
			1ヶ月 48 時間以上	60 時間未満の就学を常態とする	5
I 虐待・DV	11 虐待・DV	11 虐待・DV	虐待・DVのおそれがあること	虐待・DVのおそれがあること	
				虐待・DVのおそれがあること	
				虐待・DVのおそれがあること	
J その他	12	その他市長が定める事由	前各号に掲げるもの以外で、保育の必要性があると認められる場合		~25

- この表においての保護者とは、主に子どもを養育している父母とする。
- 選考基準指数の最高は25、最低1とする。なお、2項目以上に該当する場合であっても最高点は25とする。
- 親族の経営する会社等への勤務で、有限会社や株式会社等の法人格を取得している場合は居宅外労働とする。
- 特定疾患とは、国及び市(県)の特定疾患として認定されているものをいう。
- 市長による特例の「その他」に該当する場合は入所選考会議にて指数を認定する。

調整指數

類型	番号	細目	調整指数
全体	1	ひとり親家庭等については調整指数(+)を計上する	+32
	2	生活保護の家庭については調整指数(+)を計上する	+2
	3	中心者が失業し、就労の必要性が高い家庭については調整指数(+)を計上する	+3
	4	虐待DV等により、社会的養護が必要な家庭については調整指数(+)を計上する	+4
	5	入所希望児童に障害がある場合は調整指数(+)を計上する	+4
	6	育児休業が明け、復帰が確定している家庭については調整指数(+)を計上する	+2
	7	入所希望児童が多胎児の場合は調整指数(+)を計上する	+5
	8	兄弟姉妹が同一の保育所等の利用を希望する場合は調整指数(+)を計上する	+5
	9	両親ともに不在である家庭の場合は調整指数(+)を計上する	+64
	10	保護者が車または免許を保有していないため、徒歩圏内の保育所への入所を希望する場合は調整指数(+)を計上する	+5
	11	保護者が単身赴任の場合は調整指数(+)を計上する	+2
居宅外労働、居宅内労働(自営・農林漁業)、介護・看護、就学(通学)	12	1ヶ月 25 日以上 の就労(就学・介護・看護)日数の場合は調整指数(+)を計上する	+7
	13	1ヶ月 23 日以上 24 日以下の就労(就学・介護・看護)日数の場合は調整指数(+)を計上する	+6
	14	1ヶ月 20 日以上 22 日以下の就労(就学・介護・看護)日数の場合は調整指数(+)を計上する	+5
	15	1ヶ月 18 日以上 19 日以下の就労(就学・介護・看護)日数の場合は調整指数(+)を計上する	+4
	16	1ヶ月 16 日以上 17 日以下の就労(就学・介護・看護)日数の場合は調整指数(+)を計上する	+3
	17	1ヶ月 13 日以上 15 日以下の就労(就学・介護・看護)日数の場合は調整指数(+)を計上する	+2
	18	1ヶ月 7 日以上 12 日以下の就労(就学・介護・看護)日数の場合は調整指数(+)を計上する	+1
	19	自営業・農林漁業に従事している者が事業中心者である場合は調整指数(+)を計上する	+2
	20	自営業・農林漁業に従事している者の事業所(店舗)が自宅外にある場合は調整指数(+)を計上する	+1
	21	1ヶ月 5 万円以上 の収入がある場合は調整指数(+)を計上する	+3
内職	22	1ヶ月 3 万円以上 5 万円未満の収入がある場合は調整指数(+)を計上する	+2
	23	1ヶ月 1 万円以上 3 万円未満の収入がある場合は調整指数(+)を計上する	+1
その他	24	その他市長が定める事由に応じて、保育の必要性を入所選考会議にて決定し、調整指数(+)を計上する	~+25

調整指数の考え方:満点25+ひとり親加算7とし、合計32点とする。



現行+28点→変更後+32点

調整指数の考え方:満点50+両親2人分で14を加算し、合計64点とする。



現行+53点→変更後+64点

1.番号5の入園希望児童の障害については、手帳の交付を受けている児童又はそれと同等の児童をいう。

2.事業中心者とは、経営者(共同経営者を含む)であり、その事業収入により生計を営んでいる場合とする。

3.自営等で、事業所(店舗)が自宅外にある場合とは自宅と店舗が完全に別棟になっていることとする。

4.上記以外で特に調整指数が必要なものは入所選考会議にて決定する。

学童保育所入所選考基準表

「保育の必要性」を学童保育所入所選考基準表に置き換え、この「指数」の高い方から入所を決定します。

学童保育所入所選考基準表は2種類あります。こちらの基準表は、通常利用希望児童が対象となります。

通常利用とは、放課後の時間帯において児童が学童を利用することです。

そのため、放課後の時間帯においての就労時間数を下記の基準にあてはめて、指数を決定します。

なお、同一指数の場合は、同一指数世帯順位表で比較して決定します。

区分	保護者の状況				選考基準指数		
	類型	番号	細目				
A	居宅外労働	1	外勤	正午から18時までの間の就労時間(通勤時間も含む)	1日6時間以上の就労を常態とする 1日5時間以上6時間未満の就労を常態とする 1日4時間以上5時間未満の就労を常態とする 1日3時間以上4時間未満の就労を常態とする	10 9 8 7	
B	自営・農業・内職	2	自営・農業	正午から18時までの間の就労時間(通勤時間も含む)	1日6時間以上の就労を常態とする 1日5時間以上6時間未満の就労を常態とする 1日4時間以上5時間未満の就労を常態とする 1日3時間以上4時間未満の就労を常態とする	7 6 5 4	
		3	内職	正午から18時までの間の就労時間	1日6時間以上の就労を常態とする。 1日4時間以上6時間未満の就労を常態とする。 1日3時間以上4時間未満の就労を常態とする。	4 3 2	
C	出産等	4	妊娠・出産		出産	10	
D	疾病・障害	5	病気・負傷	入院	入院が1か月以上にわたると見込まれるもの 入院が1か月未満と見込まれるもの	10 8	
				居宅療養	常時病臥 精神性疾患若しくは感染性の疾病又は特定疾患 一般療養(週3日以上の通院を常態) 一般療養(週1日~2日の通院を常態) 一般療養(上記以外の一般療養で保育に欠けると認められるもの)	10 9 8 7 5	
		6			身体障害者手帳1.2級、療育手帳A1.A2、精神障害者保健福祉手帳1級該当者 身体障害者手帳3級、療育手帳B1、精神障害者保健福祉手帳2級該当者 身体障害者手帳4級、療育手帳B2、精神障害者保健福祉手帳3級該当者	10 8 6	
E	介護・看護	7	親族の介護		A-1と同様の基準とする。		
			親族の看護	在宅	A-1と同様の基準とする。		
					B-2と同様の基準とする。		
F	災害	8	災害		災害(火災・風水害・地震等)復旧に当たっているもの	10	
G	求職活動・起業準備	9	求職活動・起業準備等		求職活動中のもの(起業準備も含む)	1	
H	就学	10	通学	正午から18時までの間の就学時間(通勤時間も含む)	1日6時間以上の就学を常態とする 1日6時間以上7時間未満の就学を常態とする 1日5時間以上6時間未満の就学を常態とする 1日4時間以上5時間未満の就学を常態とする	10 9 8 7	
			在宅	正午から18時までの間の就学時間	1日6時間以上の就学を常態とする。 1日4時間以上6時間未満の就学を常態とする。 1日3時間以上4時間未満の就学を常態とする。	4 3 2	
I	虐待・DV	11	虐待・DV		虐待・DVのおそれがあること	10	
J	その他	12	その他市長が定める事由		前各号に掲げるもの以外で、保育の必要性が認められる場合	~10	

1.この表においての保護者とは、主に子どもを養育している父母とする。

2.選考基準指数の最高は10最低は1とする。なお、2項目以上に該当する場合であっても最高点は10とする。

3.親族の経営する会社等への勤務で、有限会社や株式会社等の法人格を取得している場合は居宅外労働とする。

4.特定疾患とは、国及び市(県)の特定疾患として認定されているものをいう。

5.市長による特例の「その他」に該当する場合は入所選考会議にて指数を認定する。

調整指數（学童）

類型	番号	細目	調整指數
全体	1	ひとり親家庭等については調整指數(+)を計上する	+16
	2	生活保護の家庭については調整指數(+)を計上する	+2
	3	中心者が失業し、就労の必要性が高い家庭については調整指數(+)を計上する	+3
	4	虐待DV等により、社会的養護が必要な家庭については調整指數(+)を計上する	+4
	5	入所希望児童に障害がある場合は調整指數(+)を計上する	+4
	6	1年生	+18
	7	2年生	+14
	8	3年生	+10
	9	4年生	+4
	10	5年生	+2
	11	重複該当（就労中で疾病・障害・介護・看護・就学等に該当する場合）	+2
	12	両親ともに不在である家庭の場合は調整指數(+)を計上する	+32
	13	保護者が単身赴任の場合は調整指數(+)を計上する	+2
居宅外労働、居宅内労働（自営・農林漁業）、介護・看護、就学（通学）	14	1ヶ月 23 日以上 の就労（就学・介護・看護）日数の場合は調整指數(+)を計上する	+6
	15	1ヶ月 20 日以上 22 日以下の就労（就学・介護・看護）日数の場合は調整指數(+)を計上する	+5
	16	1ヶ月 18 日以上 19 日以下の就労（就学・介護・看護）日数の場合は調整指數(+)を計上する	+4
	17	1ヶ月 16 日以上 17 日以下の就労（就学・介護・看護）日数の場合は調整指數(+)を計上する	+3
	18	1ヶ月 13 日以上 15 日以下の就労（就学・介護・看護）日数の場合は調整指數(+)を計上する	+2
	19	自営業・農林漁業に従事している者が事業中心者である場合は調整指數(+)を計上する	+2
	20	自営業・農林漁業に従事している者の事業所（店舗）が自宅外にある場合は調整指數(+)を計上する	+1
内職	21	1ヶ月 5 万円以上の収入がある場合は調整指數(+)を計上する	+3
	22	1ヶ月 3 万円以上 5 万円未満の収入がある場合は調整指數(+)を計上する	+2
	23	1ヶ月 1 万円以上 3 万円未満の収入がある場合は調整指數(+)を計上する	+1
その他	24	その他市長が定める事由に応じて、保育の必要性を入所選考会議にて決定し、調整指數(+)を計上する	～+10

1.番号5の入園希望児童の障害については、手帳の交付を受けている児童又はそれと同等の児童をいう。

2.事業中心者とは、経営者（共同経営者を含む）であり、その事業収入により生計を営んでいる場合とする。

3.自営等で、事業所（店舗）が自宅外にある場合とは自宅と店舗が完全に別棟になっていることとする。

4.上記以外で特に調整指數が必要なものは入所選考会議にて決定する。

学童保育所入所選考基準表(長期休業日用)

「保育の必要性」を学童保育所入所選考基準表に置き換え、この「指数」の高い方から入所を決定します。

学童保育所入所選考基準表は2種類あります。こちらの基準表は、長期休業日のみ利用希望児童が対象となります。

長期休業日のみ利用とは、夏休み等の期間のみ児童が学童を利用することです。

そのため、期間中は保育の1日利用を希望される関係上、月の合計就労時間数を下記の基準にあてはめて、指数を決定します。

なお、同一指数の場合は、同一指数世帯順位表で比較して決定します。

区分	保護者の状況			選考基準指数
	類型	番号	細目	
A	居宅外労働	1	1ヶ月 180 時間以上 の就労を常態とする	25
			1ヶ月 170 時間以上 180 時間未満の就労を常態とする	24
			1ヶ月 165 時間以上 170 時間未満の就労を常態とする	23
			1ヶ月 160 時間以上 165 時間未満の就労を常態とする	22
			1ヶ月 155 時間以上 160 時間未満の就労を常態とする	21
			1ヶ月 150 時間以上 155 時間未満の就労を常態とする	20
			1ヶ月 145 時間以上 150 時間未満の就労を常態とする	19
			1ヶ月 140 時間以上 145 時間未満の就労を常態とする	18
			1ヶ月 135 時間以上 140 時間未満の就労を常態とする	17
			1ヶ月 130 時間以上 135 時間未満の就労を常態とする	16
			1ヶ月 127 時間以上 130 時間未満の就労を常態とする	15
			1ヶ月 124 時間以上 127 時間未満の就労を常態とする	14
			1ヶ月 120 時間以上 124 時間未満の就労を常態とする	13
			1ヶ月 115 時間以上 120 時間未満の就労を常態とする	12
			1ヶ月 110 時間以上 115 時間未満の就労を常態とする	11
			1ヶ月 100 時間以上 110 時間未満の就労を常態とする	10
			1ヶ月 90 時間以上 100 時間未満の就労を常態とする	9
			1ヶ月 80 時間以上 90 時間未満の就労を常態とする	8
			1ヶ月 70 時間以上 80 時間未満の就労を常態とする	7
			1ヶ月 60 時間以上 70 時間未満の就労を常態とする	6
			1ヶ月 48 時間以上 60 時間未満の就労を常態とする	5
B	居宅内労働	2	1ヶ月 180 時間以上 の就労を常態とする	22
			1ヶ月 170 時間以上 180 時間未満の就労を常態とする	21
			1ヶ月 165 時間以上 170 時間未満の就労を常態とする	20
			1ヶ月 160 時間以上 165 時間未満の就労を常態とする	19
			1ヶ月 155 時間以上 160 時間未満の就労を常態とする	18
			1ヶ月 150 時間以上 155 時間未満の就労を常態とする	17
			1ヶ月 145 時間以上 150 時間未満の就労を常態とする	16
			1ヶ月 140 時間以上 145 時間未満の就労を常態とする	15
			1ヶ月 135 時間以上 140 時間未満の就労を常態とする	14
			1ヶ月 130 時間以上 135 時間未満の就労を常態とする	13
			1ヶ月 127 時間以上 130 時間未満の就労を常態とする	12
			1ヶ月 124 時間以上 127 時間未満の就労を常態とする	11
			1ヶ月 120 時間以上 124 時間未満の就労を常態とする	10
			1ヶ月 115 時間以上 120 時間未満の就労を常態とする	9
			1ヶ月 110 時間以上 115 時間未満の就労を常態とする	8
			1ヶ月 100 時間以上 110 時間未満の就労を常態とする	7
			1ヶ月 90 時間以上 100 時間未満の就労を常態とする	6
			1ヶ月 80 時間以上 90 時間未満の就労を常態とする	5
			1ヶ月 70 時間以上 80 時間未満の就労を常態とする	4
			1ヶ月 60 時間以上 70 時間未満の就労を常態とする	3
			1ヶ月 48 時間以上 60 時間未満の就労を常態とする	2
C	出産等	4	1日 7 時間以上 の就労を常態とする	13
			1日 5 時間以上 7 時間未満の就労を常態とする	8
			1日 4 時間以上 5 時間未満の就労を常態とする	3
C	出産等	4	妊娠・出産 出産	20

区分	保護者の状況					選考基準指数		
	類型	番号	細目					
D	病気・障害	5	入院	入院が1か月以上にわたると見込まれるもの				
				入院が1か月未満と見込まれるもの				
			病気・ 負傷	常時病臥				
				精神性疾患若しくは感染性の疾病又は特定疾患				
				一般療養(週3日以上の通院を常態)				
		6	障害者	一般療養(週1日~2日の通院を常態)				
				一般療養(上記以外の一般療養で保育に欠けると認められるもの)				
				身体障害者手帳1.2級、療育手帳A1.A2、精神障害者保健福祉手帳1級該当者				
				身体障害者手帳3級、療育手帳B1、精神障害者保健福祉手帳2級該当者				
				身体障害者手帳4級、療育手帳B2、精神障害者保健福祉手帳3級該当者				
E	介護・看護	7	親族の介護		A-1と同様の基準とする。			
			親族の 看護	在宅	A-1と同様の基準とする。			
				入院	B-2と同様の基準とする。			
F	災害	8	災害		災害(火災・風水害・地震等)復旧に当たっているもの		25	
G	求職活動・ 起業準備	9	求職活動 起業準備等		求職活動中のもの(起業準備含む)		1	
H	就学	10	通学	1ヶ月	180 時間以上 の就学を常態とする	25		
				1ヶ月	170 時間以上 180 時間未満の就学を常態とする	24		
				1ヶ月	165 時間以上 170 時間未満の就学を常態とする	23		
				1ヶ月	160 時間以上 165 時間未満の就学を常態とする	22		
				1ヶ月	155 時間以上 160 時間未満の就学を常態とする	21		
				1ヶ月	150 時間以上 155 時間未満の就学を常態とする	20		
				1ヶ月	145 時間以上 150 時間未満の就学を常態とする	19		
				1ヶ月	140 時間以上 145 時間未満の就学を常態とする	18		
				1ヶ月	135 時間以上 140 時間未満の就学を常態とする	17		
				1ヶ月	130 時間以上 135 時間未満の就学を常態とする	16		
				1ヶ月	127 時間以上 130 時間未満の就学を常態とする	15		
				1ヶ月	124 時間以上 127 時間未満の就学を常態とする	14		
				1ヶ月	120 時間以上 124 時間未満の就学を常態とする	13		
				1ヶ月	115 時間以上 120 時間未満の就学を常態とする	12		
				1ヶ月	110 時間以上 115 時間未満の就学を常態とする	11		
				1ヶ月	100 時間以上 110 時間未満の就学を常態とする	10		
				1ヶ月	90 時間以上 100 時間未満の就学を常態とする	9		
				1ヶ月	80 時間以上 90 時間未満の就学を常態とする	8		
				1ヶ月	70 時間以上 80 時間未満の就学を常態とする	7		
				1ヶ月	60 時間以上 70 時間未満の就学を常態とする	6		
				1ヶ月	48 時間以上 60 時間未満の就学を常態とする	5		
		11	在宅	1日	7 時間以上 の就学を常態とする	20		
				1日	5 時間以上 7 時間未満の就学を常態とする	15		
				1日	4 時間以上 5 時間未満の就学を常態とする	10		
I	虐待・DV	11	虐待・DV	虐待・DVのおそれがあること			25	
J	その他	12	その他市長が定める事由	前各号に掲げるもの以外で、保育の必要性と認められる場合			~25	

1.この表においての保護者とは、主に子どもを養育している父母とする。

2.選考基準指数の最高は25、最低は1とする。なお、2項目以上に該当する場合であっても最高点は25とする。

3.親族の経営する会社等への勤務で、有限会社や株式会社等の法人格を取得している場合は居宅外労働とする。

4.特定疾患とは、国及び市(県)の特定疾患として認定されているものをいう。

5.市長による特例の「その他」に該当する場合は入所選考会議にて指数を認定する。

調整指數 (学童) 長期休業日用

類型	番号	細目	調整指數
全体	1	ひとり親家庭等については調整指數(+)を計上する	+31
	2	生活保護の家庭については調整指數(+)を計上する	+2
	3	中心者が失業し、就労の必要性が高い家庭については調整指數(+)を計上する	+3
	4	虐待DV等により、社会的養護が必要な家庭については調整指數(+)を計上する	+4
	5	入所希望児童に障害がある場合は調整指數(+)を計上する	+4
	6	1年生	+18
	7	2年生	+14
	8	3年生	+10
	9	4年生	+4
	10	5年生	+2
	11	重複該当(就労中で疾病・障害・介護・看護・就学等に該当する場合)	+2
	12	両親ともに不在である家庭の場合は調整指數(+)を計上する	+62
	13	保護者が単身赴任の場合は調整指數(+)を計上する	+2
居宅外労働、居宅内労働(自営・農林漁業)、介護・看護、就学(通学)	14	1ヶ月 23 日以上 の就労(就学・介護・看護)日数の場合は調整指數(+)を計上する	+6
	15	1ヶ月 20 日以上 22 日以下の就労(就学・介護・看護)日数の場合は調整指數(+)を計上する	+5
	16	1ヶ月 18 日以上 19 日以下の就労(就学・介護・看護)日数の場合は調整指數(+)を計上する	+4
	17	1ヶ月 16 日以上 17 日以下の就労(就学・介護・看護)日数の場合は調整指數(+)を計上する	+3
	18	1ヶ月 13 日以上 15 日以下の就労(就学・介護・看護)日数の場合は調整指數(+)を計上する	+2
	19	自営業・農林漁業に従事している者が事業中心者である場合は調整指數(+)を計上する	+2
	20	自営業・農林漁業に従事している者の事業所(店舗)が自宅外にある場合は調整指數(+)を計上する	+1
内職	21	1ヶ月 5 万円以上 の収入がある場合は調整指數(+)を計上する	+3
	22	1ヶ月 3 万円以上 5 万円未満の収入がある場合は調整指數(+)を計上する	+2
	23	1ヶ月 1 万円以上 3 万円未満の収入がある場合は調整指數(+)を計上する	+1
その他	24	その他市長が定める事由に応じて、保育の必要性を入所選考会議にて決定し、調整指數(+)を計上する	~+25

1.番号5の入園希望児童の障害については、手帳の交付を受けている児童又はそれと同等の児童をいう。

2.事業中心者とは、経営者(共同経営者を含む)であり、その事業収入により生計を営んでいる場合とする。

3.自営等で、事業所(店舗)が自宅外にある場合とは自宅と店舗が完全に別棟になっていることとする。

4.上記以外で特に調整指數が必要なものは入所選考会議にて決定する。